

消費者委員会 食品表示部会 説明資料

「農産物検査を要件とする食品表示制度の見直し に関する意見」

令和2年11月18日

公益社団法人 日本農業法人協会



○ 公益社団法人 日本農業法人協会の概要



1. 名 称 公益社団法人 日本農業法人協会

令和2年10月21日現在

2. 事務所の所在地 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル1F

3. 設 立 日 平成11年6月28日

4. 設立の目的

わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

5. 事業の概要

前項4の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 農業法人に関する経営情報の収集・提供及び農業法人の組織活動の推進に向けた調査研究
- (2) 調査研究等を踏まえた、農業経営政策、適切な土地利用、農村社会の発展に関する提案・提言
- (3) 農業経営体の育成と国民生活の向上をめざした、農業経営改善の研修と教育、農業経営者の相互交流、職業安定法(昭和22年法律第141条)に規定する職業紹介事業をはじめとした人材確保及び育成に資する活動、国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修
- (4) 一般国民に対する啓発・普及、農商工連携の推進、農業の6次産業化の推進
- (5) 国民食料の安定供給に向けた農業資材や生産物等の物流調整活動、コスト低減、生産性向上の研究
- (6) 損害保険代理業、その他目的を達成するために必要な事業

6. 会 員

- (1) 正会員 : 2,051(本協会の目的に賛同する農業法人、農業法人志向農業者等)
- (2) 賛助会員 : 7 (本協会の事業を賛助するために入会した農業関係団体等)
- (3) アグリサポート倶楽部会員 : 158(情報提供に協力する個人・企業団体等)

日本農業法人協会の政策提言（概要）

—農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言—

令和2年5月22日 （公社）日本農業法人協会

- 日本農業法人協会は、プロ農業経営者である農業法人の全国組織。
- 人口減少、貿易交渉の進展等の中で、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られている。
- 農業法人は、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意であるが、政策面での課題は政策で解決することが必要。
- このため、日本農業の発展への道筋を確かなものとするための提言を行う。

重点要請事項

1 基本的考え方

- **ここ数年の農政改革の方向**（農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化など）**を堅持し、定着発展させていくこと**
- **担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、具体的政策課題を迅速に解決すること**

2 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- 農地バンクの活性化を強力に進め、**地域の農地の太宗を農地バンクが借り受ける状況を作り出すこと**

3 農地の集積・集約化を活かす基盤整備

- 農地バンクが管理している農地について、**大区画化などの基盤整備、樹園地における改植などの条件整備を行い、担い手農業者が借りやすい状況を整えること**

5 農業の継続に必要な外国人等の人材の確保

- 外国人やリタイアした高齢者など**多様な人材を円滑に雇用できるようにすること**

4 農業所得の向上と国際競争力の強化

- **生産資材価格を国際価格まで引き下げること**
- **流通構造を改革**し、生産コストを上回る価格で安定した取引が行えるようにすること
- **農業関係の規制改革を推進すること**（農業用施設に関する建築規制、農産物検査法など）
- **行政手続のオンライン化・簡素化を進めること**

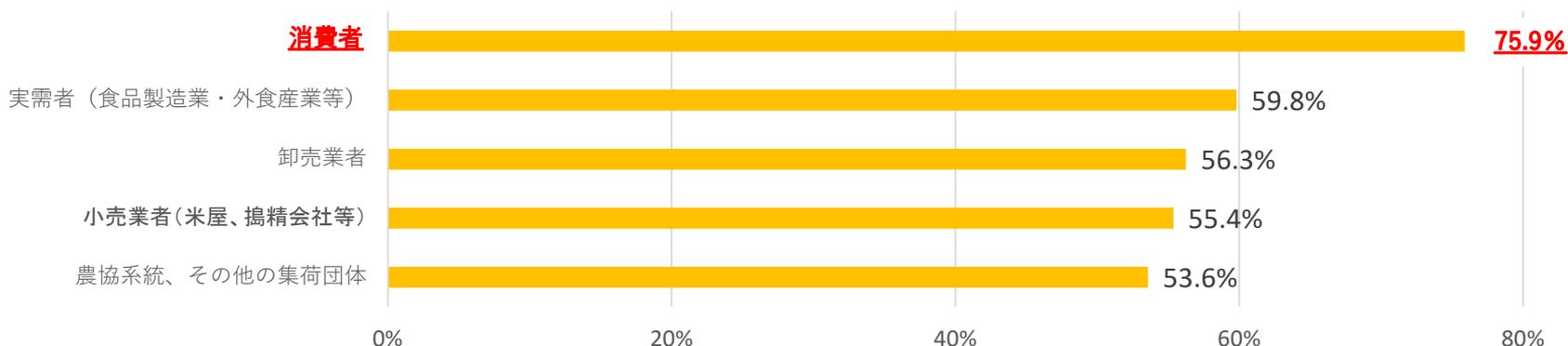
6 災害常態化への対応

- 農業経営のセーフティネットである**収入保険の加入促進等**を進めること
- 災害が常態化する中で、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること

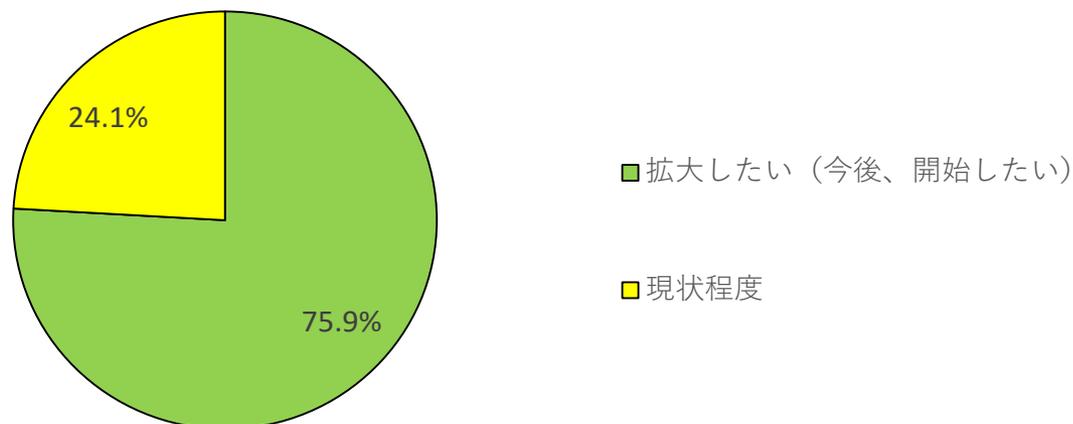
○ 農産物検査・規格に係る会員の声

➤ 日本農業法人協会では、2020年1月6日～1月17日の間に、全国の当協会会員向けに対し、「農産物検査(米検査)に関するアンケート調査」をインターネットリサーチで実施しました。
(有効回答数:112社)

(設問1) 現在の貴社の米の販売先をおしえてください(複数回答可)(n=112)

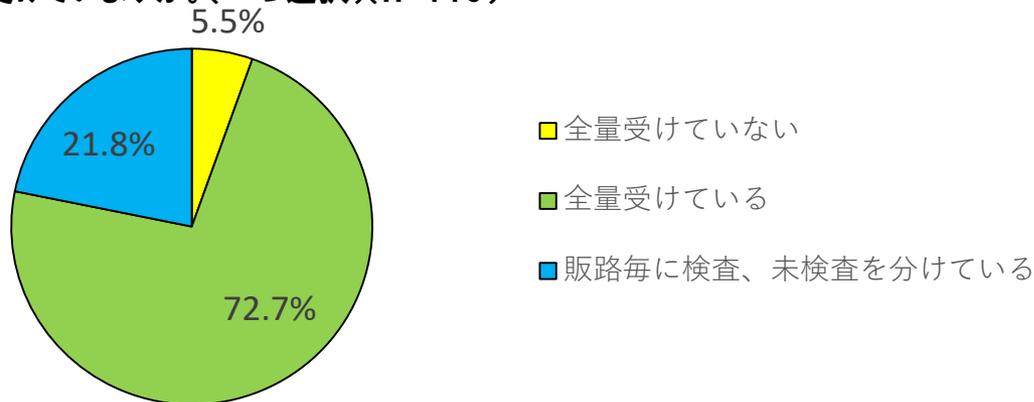


(設問2) 今後、実需者・消費者への販売を拡大したいと思っておりますか(n=112)

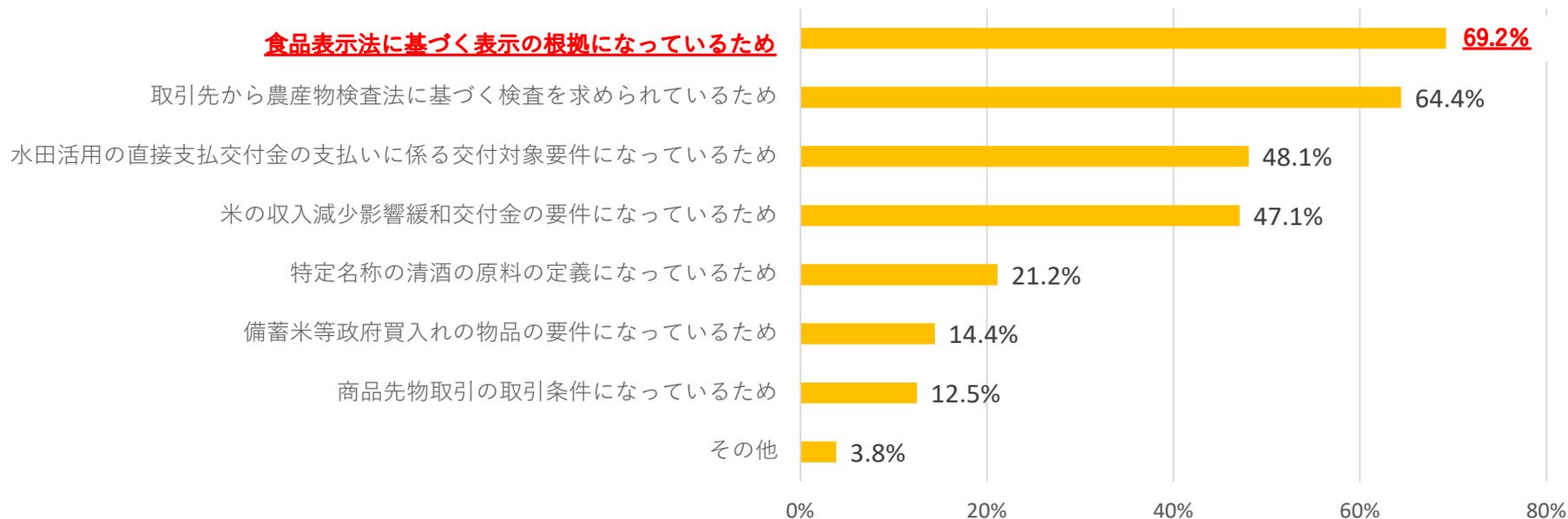


○ 農産物検査・規格に係る会員の声

(設問3) 現在、実需者・消費者に直接販売されている方に伺います。実需者・消費者に販売するものについても、貴社は農産物検査法に基づく米の検査を受けていますか。(一つ選択)(n=110)

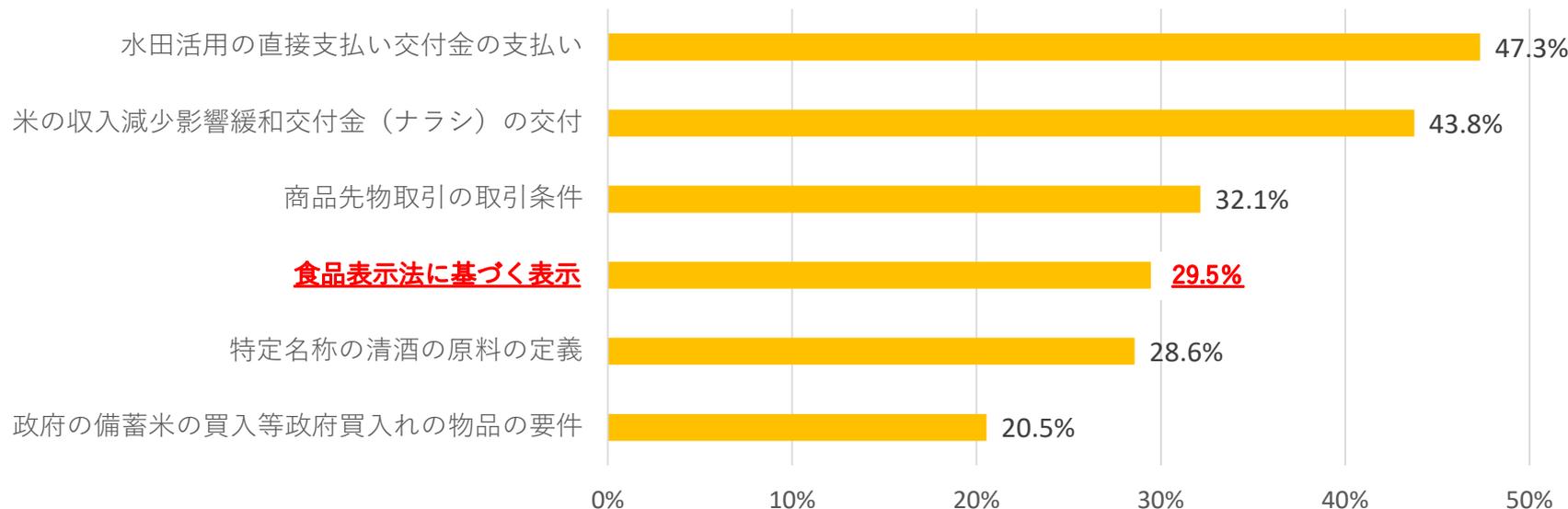


(設問4) 実需者・消費者に販売するものの全部または一部について、農産物検査法に基づく米の検査を受けている方のみにお聞きします。検査を受けている理由は何ですか。(複数選択可)(n=104)



○ 農産物検査・規格に係る会員の声

(設問5) 農産物検査を受けることを次の要件にすることは必要だと思いますか。要件にする必要はないと思うものを挙げてください。(複数選択可)(n=112)



(設問6) 現在販路に係らず、農産物検査を受けているすべての方に伺います。現在の検査規格についてどう思いますか。(n=112)

